○東近江市政策推進懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある 東近江市を維持、発展していくための計画の策定及び推進を行うため、東近江市政策推 進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を 定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 東近江市人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)並びに東近江市総合戦略 (以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に関する事項
 - (2) 東近江市定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)の策定及び推進に関する事項
 - (3) 東近江市国土利用計画(以下「国土利用計画」という。)の策定及び推進に関する 事項
 - (4) その他前3号の目的を達成するために必要な事項 (組織)
- 第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 人口ビジョン、総合戦略、共生ビジョン又は国土利用計画に掲げる取組に関連する 分野の関係者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

- 第5条 懇話会に座長及び副座長を各1人置く。
- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数 のときは、議長の決するところによる。
- 4 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則 以下省略